

# ドイツにおける性の多様性への取り組みと教育の現状 －ノルトライン・ヴェストファーレン州での取り組みを中心に－

池谷 壽夫

了徳寺大学・教養部

## 要旨

本稿では、ドイツにおける性の多様性をめぐる取り組みと教育を、主としてノルトライン・ヴェストファーレン州（以下、NRWと略）での取り組みを中心に検討する。NRWをここで取り上げるのは、一つにドイツの諸州のうちで最初に性の多様性に関するアクションプランを作成した州であり、性の多様性に関してベルリンやハンブルクなどと並んで、ドイツでは先進的な州に属していること、二つ目に学校教育や社会教育において学校・教育省とLGBTIQ+の当事者団体が連携しながら性の多様性教育を進めているということ、この2つの理由による。本稿の構成は以下のとおりである。第1節と第2節で、ドイツ連邦全体の性の多様性をめぐる状況を概観する。第3節以降ではNRWにおける性の多様性教育をめぐる状況と特徴を、性教育指針、教授プラン（Lehrplan）および教科書を中心に検討するとともに、LGBTIQ+の当事者団体の取り組みを見ていく。そして最後に、日本の性の多様性教育の現状と比較しつつ、NRWの性の多様性教育の特徴を浮き彫りにする。

キーワード：性の多様性, LGBTIQ+, ノルトライン・ヴェストファーレン州

## **Current status of gender diversity initiatives and education in Germany -Focusing on initiatives in North Rhine-Westphalia.**

Hisao Ikeya

Center for Liberal Arts Education, Ryutokuji University

## Abstract

This paper examines initiatives and education around sexual and gender diversity in Germany, mainly in the state of North Rhine-Westphalia, as NRW was firstly the first state among the German states to draw up an action plan on sexual and gender diversity and belongs to the leading states in Germany in terms of sexual and gender diversity, along with Berlin and Hamburg and so on. Secondly, NRW promotes sexual and gender diversity education in school and social education in cooperation with the Ministry of Schools and Education and LGBTIQ+ party organizations.

The structure of this paper is as follows. The sections 1 and 2 provide an overview of the situation with regard to sexual and gender diversity in the German Confederation as a whole. Section 3 onwards examines the situation and characteristics surrounding sexual and gender diversity education in the NRW, focusing on the sexual education guidelines, the curriculum (Lehrplan) and biology schoolbooks, as well as researching at the initiatives of LGBTIQ+ party organizations. Finally, we highlight the characteristics of sexual and gender diversity education in Germany and NRW in comparison with sexual and gender diversity education in Japan.

Keyword: sexual and gender diversity education, LGBTIQ+, NRW

## はじめに

ドイツは16州からなる連邦国家であり、連邦政府の行政上の任務は外交、連邦国防軍、連邦国境警備隊、そして連邦財政に限られ、それ以外の業務は基本的に各州に委ねられている。その中でも、伝統的に文化高権（Kulturhoheit）があるので、各州が学校制度・大学制度の分野において独自の法律を定めることができる。したがって、学校教育の制度や内容は大まかな共通性があるとはいえ、州毎に異なる。

そこで本稿では、ドイツにおける性の多様性をめぐる取り組みと教育を、主としてノルトライン・ヴェストファーレン州（Nordrhein-Westfalen以下、NRWと略）を中心に検討する。NRWをここで取り上げるのは、一つにドイツの諸州のうちで最初に性の多様性に関するアクションプランを作成した州であり、性の多様性に関してベルリンやハンブルクなどと並んで、ドイツでは先進的な州に属していること、二つ目に学校教育や社会教育において学校・教育省とLGBTIQ+の当事者団体が連携しながら性の多様性教育を進めているということ、この2つの理由による。

本稿の構成は以下のとおりである。まず第1節と第2節で、ドイツ連邦全体の性の多様性をめぐる状況を概観する。第3節以降ではNRWにおける性の多様性教育をめぐる状況と特徴を、性教育指針や教授プラン（Lehrplan）<sup>1)</sup>、教科書などを中心に検討するとともに、LGBTIQ+の当事者団体の取り組みを見ていく。そして最後に、日本の性の多様性教育と比較しつつNRWの性の多様性教育に特徴を浮き彫りにしていく。

本論に入る前にあらかじめ2つのことを注意しておく。第一に、「性の多様性」という言葉に対応する英語は《sexual and gender diversity》、ドイツ語は《sexuelle und geschlechtliche Vielfalt》である。厳密に訳すと、《性とジェンダーの多様性》となるが、ここでは「性の多様性」と訳す。第二に、英語の短縮形《LGBTIQ+》に相当するドイツ語の短縮形は《LSBTIQ+》や《LSBTIQ\*》などであるが、これではわかりづらいため一般的に英語で通用している《LGBTIQ+》をここでは用いることにする。なおEU圏では、日本やアメリカとは異なりセクシャルマイノリティに《I=Intersexual》も含めているのが特徴的である。

## 1. LGBTIQ+ の権利をめぐるドイツ連邦の法的・社会状況

### (1) LGBTIQ+ をめぐる国内法の進展

同性愛の刑法の罰則規定は1994年に撤廃され、「登録された生活パートナーシップに関する法律（Gesetz über die Eingetragene Lebenspartnerschaft）」（2001年）で同性カップルの共同生活が保障された。しかし同法は「婚姻」を同性カップルに認めるものではなかった。最終的に同性婚法が可決されたのは2017年7月であり、同年10月1日から施行された（渡邊 2018）。また、日本と似たトランスセクシュアル法は1980年に成立しているが、2017年の「特別な場合における名の変更及び性の帰属の確認に関する法律（Gesetz über die Änderung der Vornamen und die Feststellung der Geschlechtszugehörigkeit in besonderen Fällen）」（以下、トランスセクシュアル法）で、身体の性別を変えなくても性別登録変更ができるようになっている（藤戸 2020）。さらにインターセクシュアルについても、2019年1月より従来の女性・男性別を空欄のままにしておく方式に加えて、性別を《divers》として登録できる制度が導入され（石嶋 2020）、2020年には「転換治療から保護するための法律（Gesetzes zum Schutz vor Konversionsbehandlungen）」によって同性愛者の性正常化治療やトランスの性別適合手術が禁止されている（OECD 2023）。

このようにLGBTIQ+に対する社会的受容は、EUのLGBTIQ+政策を背景にしてメルケル保守政権（2005～2021年）の下でも法レベルにおいて着実に進んできた（佐野敦子 2023）。

それでも法的なレベルでは4つの大きな課題をまだ抱えている。第一に、ドイツ連邦共和国基本法（憲

法)の第3条3項の平等待遇条項の問題がある。その条項では以下のとおり、性自認や性的指向による差別禁止が明記されていない。

### 第3条 [法の前の平等]

(3)何人も、その性別、門地、人種、言語、出身地および血統、信仰または宗教的もしくは政治的意見のために、差別され、または優遇されてはならない。何人も、障害を理由として差別されてはならない。

これについては、メルケル政権後に誕生したショルツ連立政権(社会民主党・同盟90/緑の党・自由民主党の連立政権)は、2022年に作成した連邦政府のアクションプラン「『クィアに生きる』—性の多様性を受容し保護するための連邦政府アクションプラン("Queer Leben" Aktionsplan der Bundesregierung für Akzeptanz und Schutz sexueller und geschlechtlicher Vielfalt)」(Bundesregierung 2022)において、ジェンダーアイデンティティを理由とする差別の禁止を明示的に追加することで合意しているし(ibid.: 4)、OECDもまた性的指向がこの条項に含まれていないとして、連邦政府にこの変更を進めてもいいだろうとしている(OECD 2023: 17)。しかし、現在に至るもこの改正作業はなされていない。

第二は、親族法・家族法の改革が問題となる。現行の家族法は、今日の多様な家族構成を十分に反映していない。すなわち、出生時の法的な母親は子どもを産んだ女性であり、子どもの父親は出生時に子どもの母親と婚姻関係にあり、父子関係を認めているかあるいは裁判所によって父子関係が確立されている男性に限られている。連邦政府は「二人の女性の結婚によって子どもが生まれた場合、特別な合意がない限り、二人とも自動的にその子どもの母親となる」などの法律案を提示することになっている(Bundesregierung 2022: 4)。

第三に、トランスセクシュアル法が問題となる。すでに2011年に連邦憲法裁判所判決(BVerfG, Beschluss v. 11.01.2011 – 1 BvR 3295/07)において、第8条第1項の第3号「永続的に生殖能力を喪失していること」と第4号「外見上の性的特徴を変更する外科手術を受け、それによって他方の性の外観に明白に近似するに至っていること」が基本的人権を侵害するとして違憲とされ、法律による新しい規定が施行されるまでは適用されないこととなっている。そこで「アクションプラン」にも記載されているように、連立政権の合意にもとづきトランスセクシュアル法は廃止され、自己決定法に取って代わることになっている。実際に、アクションプランに基づき、ショルツ内閣は2023年8月23日に連邦議会に「性別登録に関する自己決定およびその他の規定の改正に関する法律案(Entwurf eines Gesetzes über die Selbstbestimmung in Bezug auf den Geschlechtseintrag und zur Änderung weiterer Vorschriften: 自己決定法)」(Bundeskabinett 2023)を提出し議会で審議されている。これが通れば、トランスジェンダーが完全に脱病理化されることになる。すなわち、トランスジェンダーの人は自己申告にもとづいて、法的な性別と名前を変更することができるようになる(ただし、14歳以上の子どもも申告ができるが、保護者が性別変更に同意していない場合には、家庭裁判所の判断が必要であり、また14歳未満の子どもの場合は、保護者が申告する必要がある)。

第四に、2006年の「平等待遇原則の実現のためのヨーロッパ指令を実施するための法律」(Gesetz zur Umsetzung europäischer Richtlinien zur Verwirklichung des Grundsatzes der Gleichbehandlung: 一般平等待遇法)の問題がある。たしかに、この法律には、キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟の強力な反対があったにもかかわらず、EUの圧力の下で性的指向が差別からの保護事由として含まれることになった。しかしこの法律には法的な抜け穴があり、公法上の活動には適用されない。そのため学校や警察

といった国の行政や当局に起因する差別に対しては救済されないという欠点があり、改善される必要がある (OECD 2023:17)<sup>2)</sup>.

## (2) LGBTIQ+ の社会的受容の現況

ではLGBTIQ+の人々は実際にドイツではどの程度社会的に受容されているのであろうか。ここではOECD (2023) の最新資料に基づきまとめておくことにする。

- 1) ドイツにおけるLGBTIQ+の人々の割合は、いろいろな調査から2.5% (210万人) から14% (1160万人) の間にあると推定されている (OECD 2023: 12).
- 2) ドイツにおけるLGBTIQ+の人々の社会的受容率<sup>3)</sup> は、2015年にはEU-OECD平均より10ポイント低かったものの (36%対46%), 2019年にはこの平均を4ポイント上回るまでに上昇している (57%対53%)。しかし、ドイツ人の66%がLGBTIQ+の職場の同僚と一緒にいて快いと思う一方で、自分の子どもがLGBTIQ+の人と「恋愛関係」にあるという考えに快いと答えた人は50%に減る。またTやIの人は、LGBの人よりも社会的受容度が低い。すなわち、ドイツ人の59%は、LGBの息子や娘の婚を持つことに抵抗はないが、その婚がTやIである場合は45%に減少する (ibid.: 12-13).
- 3) LGBTIQ+の人の社会的受容率は、旧東ドイツの州よりも旧西ドイツの州のほうが高い。例えば、LGBTIQ+の個人の社会的受容の割合は、旧西ドイツのブレーメン州では74%に相当するが、旧東ドイツのザクセン州では50%にすぎない (ibid.: 13).
- 4) LGBTIQ+の人は差別や暴力を経験している。2019年のEU基本権機関 (European Union Agency for Fundamental Rights:FRA) の調査によると、LGBTIQ+のドイツ人の半数以上 (58%) が、教育、労働市場、医療の場を含む8つの状況のうち少なくとも1つにおいて、調査前の12カ月間に個人的に差別を感じたことがあると回答している。LGBは41%、TとIは66%で、いずれも2012年調査よりも当事者への差別感は増しており、EU-OECDの平均をわずかに上回っている。とくに増加で顕著なのがTに対する差別で、2012年の53%から66%へと増えている。8つの状況のなかで、当事者は医療機関、教育機関、労働市場機関でのやり取りの中で、差別されていると感じている。学校・大学関係者とのやり取りのなかで差別されていると感じている当事者は19%にのぼる (ebd.)。また、LGBTIQ+の回答者の3分の1以上 (36%) が、過去5年間に物理的または性的に攻撃を受けたり、暴力で脅されたりしている (EU-OECD諸国全体の平均は33%)。LGBは26%、Tは35%、Iは47%と、やはりIとTの割合が高い (ebd.)。

## 2. 連邦政府のLGBTIQ+ に対するアクションプラン

メルケル政権の下で、同性婚法は成立したものの、メルケル自身は同性婚法に反対票を投じるなど、メルケル政権はさほど性の多様性やLGBTIQ+に対しては積極的ではなかった (Schotel 2022)。メルケル政権に替わって登場したショルツ政権発足にあたって交わされた連合の合意文書「さらに前進を大胆に進める (MEHR FORTSCHRITT WAGEN BÜNDNIS FÜR FREIHEIT, GERECHTIGKEIT UND NACHHALTIGKEIT)」(KOALITIONSVERTRAG 2021) の公約にもとづいて、連邦としてのアクションプランが策定されたのは、1年後の2022年11月である。それが先に見た「『クィア生活』 - 受容と性の多様性のための連邦政府のアクションプラン」である。このアクションプランは、6つの行動分野 (法的承認、参加、安全、健康、相談・カウンセリング・コミュニティ構造、国際関係) にわたり諸対策を提言している。法的課題については先に触れたので、ここでは主に教育に関わって提起されている対策を述べておこう。



教育に関わる対策は、行動分野の「参加」のなかの「社会的受容の促進」の項目で提起されている。「LGBTIQ+の人々の平等な社会的参加が、LGBTIQ+への敵意とインターセクショナルな差別を条件づける。そのためには、LGBTIQ+のテーマに関する啓発・受容活動が必要である」(KOALITIONSVERTRAG 2021: 5)として、連邦政府として次の対策を挙げている。

- ・教育機関においてLGBTIQ+への敵意に対抗するプロジェクトを促進すること
- ・教育機関において家族の多様性の受容を促進することについて諸州と対話すること
- ・性的多様性に関して連邦教育省大臣会議 (KMK) と共同してインクルージョン・多様性戦略を拡大すること (ibid.: 7)

なお、このように簡潔になっているのは、先に述べたようにドイツでは教育に関する事項は基本的に各州の管轄であるから、連邦政府が直接指導・介入はできず、間接的に各州の連絡調整機関である連邦教育省大臣会議を介して行われるからであろう。

### 3. NRW のアクションプラン

各州のアクションプラン作成状況の進展はドイツの同性愛者連盟 (Lesben- und Schwulenverband) のホームページで見ることができるし、OECD (2023) でも見ることができる<sup>4)</sup>。それらによると、現在では、全16州のうちバイエルンを除いた15州が何らかのアクションプランをすでに策定している。

NRWでは、2012年にドイツで最初に策定された「平等と性の多様性のためのNRW・アクションプランーホモ・トランスフォビアに抗して (NRW - Aktionsplan für Gleichstellung und Akzeptanz sexueller und geschlechtlicher Vielfalt - gegen Homo- und Transphobie)」(Ministerium für Gesundheit, Emanzipation, Pflege und Alter 2012) に替えて、2020年に新しく「切実な要求 2020 — NRWにおけるクィアな生活のために (Impulse 2020 - für queeres Leben in NRW)」(Ministerium für Kinder, Familie, Flüchtlinge und Integration 2020) が出されている。

このアクションプランの特徴は、まずLGBTIQ+の当事者の参加によって作られていることである。具体的には、次のような作業過程で行われた。子ども・家族・難民・統合省によって、30以上のLGBTIQ+のNGOやプロジェクト、協同組合から65人以上の参加者が集う第1回のワークショップが開かれた。ここではNRWのどこにLGBTIQ+の人々のためのポテンシャルとニーズがなお見られるのかという質問に対する当事者の切実な要求が集められ、それを部局の施策づくりに利用できるようにした。第2回のワークショップには、自治体のLGBTIQ+に関する担当者や各省のテーマ責任者も参加して、第1回ワークショップで最終的にLGBTIQ+の重点として確認された9つの「切実な要求クラスター」がさらに仕上げられていった。

第二の特徴は、アクションプランの施策が各部局別につくられるのではなくて、これらの要求クラスターに基づいて作られている点である。9つのクラスターとは、①受け容れられていること (切実な要求の共同アピール：難民・移民の歴史をもったLGBTIQ+のインターセクショナルリティを考慮すること、相談・同行・統合のサービスをすること!)、②平等であること (透明性を創り出し、権利を得ること!)、③情報が与えられること (LGBTIQ+のための／LGBTIQ+に関する年齢に適した知識を与え、広げること!)、④インターセクショナルであること (反差別を差別の次元で終わらせないこと!)、⑤生き生きとしていこと (LGBTIQ+として存在すること!、LGBTIQ+として呼ばれ、考慮されること!)、⑥安全であること (LGBTIQ+はNRWで心配なく安全に暮らすこと!)、⑦トランス+・インター+であること (性の多様性を考慮すること!)、⑧至る所にあること (州全体で、どこにでも!)、⑨多様であること (NRW

のクィアな生活のために！), である。

そして第三に、この9つの「切実な要求」に対応させて、州政府の活動重点を示す5つの具体的な活動分野ごとに施策がたてられ、それを担当する管轄部局が明示されている。活動分野とは、①機会と教育、②イノベーションと経済、③自由と安全、④多様な地域、⑤社会の結束である。

ここでは学校・教育省の管轄を中心にとどのような教育的措置・施策が立てられているかを5つの活動分野にわたって見ていくと、表1のようになる (ibid.: 52ff.)。

表1 学校・教育省に求められること

活動分野	NGO組織の切実な要求	措置のタイトル	措置の説明	管轄部局
① 機会と教育	情報が与えられること 教授プランと教科書にこの テーマ性を取り上げること	教授プランへの統合	学校・教育省は学校法33条1節第5文 <sup>1</sup> に関連して、教授 プランにおいて対応する形を考慮する	学校・教育省
① 機会と教育	情報が与えられること 教授プランと教科書にこの テーマ性を取り上げること	学習教材における 多様性	人生・人間関係設計の多様性とノンバイナリーなジェンダ ーアイデンティティの多様性とを学校媒体において示すこ と	学校・教育省
① 機会と教育	情報が与えられること LGBTIQ+を教授プランの 中に支援教材(教授プラン ナビゲーター)	多様性のある学校	多様性のある学校は連邦全体のネットワークである。 NRWでは「多様性のある学校—ホモフォビアのない学 校」は、rubikon e.V, SCHLAU NRW, Rosa Strippe e.V. でのレスビアン・ゲイ・トランスのための反暴力活動の 州協力機関とNRWの学校・教育省との協力プロジェクト である。	子ども・家族・ 難民・統合省 学校・教育省
① 機会と教育	情報が与えられること 感化すること	SCHLAU NRW	連邦全体を考慮する質水準に従って活動している 教育・反差別プロジェクト。これは、NEWの20の地域の SCHLAUグループの州全体のネットワークであり、学校と ユースワークにおける青少年向けに性の多様性に関す るワークショップを提供している。	子ども・家族・ 難民・統合省
⑤ 社会の結束	情報が与えられること	学校教員向け 研修モジュール	定期的な州政府の提供によるLGBTIQ+に関する教員 養成・研修	学校・教育省

<sup>1</sup> 33条は性教育に関する規定であり、第5文は以下の通りである。「性教育は、性的な指向・アイデンティティ、それらと結びついた人間関係やライフスタイルにかかわらず、すべての人の間で受容を促進することに貢献する」。(出所: Ministerium für Kinder, Familie, Flüchtlinge und Integration 2020: 52ff. より筆者が抽出・作成)

これを見るとわかるように、教授プランや教科書、学校媒体において、男女二元的ではないジェンダーアイデンティティの多様性や人間関係の多様性を示すこと、また学校・教育省とNRWにあるさまざまな当事者団体との協力を得てLGBTIQ+に対する反暴力・反差別の活動に取り組むこと、そして定期的な教員研修の実施などを行うとしている。

#### 4. NRWにおける性の多様性教育

ではNRWの学校・教育省はこれまで性の多様性に関してどのような施策をとってきているであろうか。この節では学校・教育省による取り組みを整理しておきたい(連邦全体の取り組みについては、池谷2018, 参照)。

##### (1) 「性教育のガイドライン」(1999)

NRWでは、1974年に作られた性教育のガイドラインに替えて作られた1999年の「ノルトライン・ヴェストファーレン州における性教育のガイドライン」(Ministerium 1999)以来、性の多様性を性教育の中で扱うことが公式に定められている。ガイドラインの前書きによれば、その改訂のもとになったのは、

1994年の州議会での全会派一致の決議と学校秩序法の改正であった。その改正で学校は生徒に年齢に応じてセクシュアリティの生物学的問題だけではなく、倫理的・社会的・文化問題的をも理解させる任務を持つことになったのである。

このガイドラインの特徴は第一に、包括的なセクシュアリティ観、すなわち「人間のセクシュアリティの包括的な、全人格的な概念」(Ministerium 1999: 7)を土台に据え、セクシュアリティを子ども・青少年の日常生活の一部としてとらえていることにある。「セクシュアリティは人間の生活のあらゆる局面にわたって身体的、精神的、社会的に働いている生命力である」(ibid.: 7)。第二に、それに応じて、性教育は教育全体の一つの重要で不可欠な一部であり、そうしたものとしてすべての教科で教えられねばならないことになっている。教科にまたがる領域として性教育は義務付けられているのである。

次に、そうしたセクシュアリティの包括的な理解に基づいて、性教育の内容も豊かなものとしてとらえられて、9つのテーマ、すなわち①関係とセクシュアリティ、②ジェンダー役割、③家族と共同生活の他の諸形態、④性的指向とジェンダーアイデンティティ、⑤身体とセクシュアリティ、⑥避妊、⑦妊娠の葛藤と子どもを失うこと、⑧性虐待と性暴力、⑨性感染症、B型肝炎とエイズに集約されている (ibid.: 11-17)。この内容のうち、とくに③と④がとくに性の多様性教育に関わる。前者の③では、国家の特別な保護を受けている結婚と家族をテーマ化することは性教育の一部であるとしても、共同生活の他の諸形態も授業でテーマ化される必要があるとして、単親、未婚の親、子どものいないパートナーシップ、ステップファミリー、養子縁組家族、同性パートナーシップ、ホームでの生活が挙げられている (ibid.: 13)。

後者の④では、「異なる性的な生き方と取り組むことには、自分のセクシュアリティを反省し、自分のジェンダーアイデンティティを見つけ、意識的にそれに対峙する機会がある」(ebd.)こと、性科学では人間のセクシュアリティは多様な仕方で表現されうることについてのコンセンサスがあるので、「ヘテロ、バイ、ホモおよびトランスのセクシュアリティは、価値において違いがなく当該の人間の人格に属するセクシュアリティの表現形態である」(ebd.)ことが述べられ、性教育の目的が次のように規定されている。すなわち、第一に「性教育は、すべての人間の性的な指向、ジェンダーアイデンティティおよびそれらと結びついた人間関係とライフスタイルにかかわらず、彼らの間の相互の受容の形成と促進に貢献する」(ebd.)。これは、2005年に改訂された学校法の33条「性教育」でもほぼ同様の表現で定式化されている。第二に性教育は「これによってホモセクシュアルに対するヘイトをなくし、ホモ・バイ・トランスセクシュアルの人々の差別を撤廃することに貢献する」(ebd.: 13)ことである。

そしてまず初等段階（日本の小学校の1～4年にあたる）の終了するまでに、子どもに①～③、⑤、⑧の内容を、年齢に応じて彼らの理解度に適切なかたちで熟知させる。しかし、このことは初期段階でその他のテーマを子どもの現実的な状況や子どもの問題と体験に応じて扱うことを排除するものではないとしている。次に、中等段階Ⅰ（中等教育前期：10歳～15歳）では、初等段階での性教育をふまえて先の9つの内容が義務づけられている<sup>5)</sup>。

## (2) 学校・教育省「NRWにおけるジェンダーに敏感な学校教育のための教育的オリエンテーション」

この「NRWにおけるジェンダーに敏感な学校教育のための教育的オリエンテーション」(Ministerium für Schule und Bildung 2022c)は、学校で教育活動に従事している人々すべてを対象にして、授業と学校生活をジェンダーに敏感なものにつくっていくために学校そのものを支援しようと書かれたものである。ジェンダーに敏感な教育は、第一に「すべての子ども・青少年がその個人的なポテンシャルをできる限りよく展開すること」(ibid.: 9)、第二に「学習者がジェンダー平等と自己決定する生活づくりという価

態度を発達させ定着すること」(ibid.: 10)をその目標としている。その際ジェンダーでは主に男女が考えられているのだが、「ジェンダー」概念の多様性については、次のように丁寧に説明されている。

生物学的な意味でのジェンダーで何が考えられているのかという問いもまた社会的規範から自由ではない。われわれの社会では長い間生物学的に明確に区別する性は二つしかないという考えが支配的であった。けれどもこの間に生物学的観点からみたジェンダーは、身体的外見、染色体、内性器と外性器、ホルモン濃度といった要因を含み、人それぞれに異なる、多次元的な現象としてみなされている。したがってジェンダー集団内部にも大きなバリエーションがある。時には男性か女性かに一義的に割り当てることができない。これがインターセクシュアルないしはインターセクシュアリティ（部分的に『第3の性』とも）と呼ばれる。（……）ジェンダーの多様性のもう一つの形態は、幾人かの人が身体的特徴に基づいて出産の際に割り当てられた性と一致しないかあるいは完全には一致しないという点にある。これがトランスアイデンティティ、トランスジェンダーないしはトランスセクシュアリティと呼ばれる。幾人かの人には両性に属しているとも感じるし、あるいはどんな二元的な性にもまったく属さないと感じる (ibid.: 8)。

したがってこの文書のなかで「ジェンダー」で男女が考えられるとしても、多様な性のあり方があることが前提とされていることに注意しておかねばならない。

また性教育についても触れられている。性教育の目標は、「自分自身と他者を受け容れること、および個人の態度とニーズに対する尊重と理解を育成すること」であり、そこには「性とジェンダーの多様性と年齢と発達段階に適切に取り組むこと」も含まれている。ただ、その際「性的指向とジェンダーアイデンティティの諸問題は、独自のテーマ群としてそれとは切り離して扱うこと」(ibid.: 25)が勧められている。

### (3) 教授プランでの性の多様性の取り扱い

性教育はすべての教科で行うとされているが、実際には他州でもNRWでも性教育は主に、基礎学校では生活科 (Sachunterricht)、中等教育段階では生物の教科で重点的に行われている。ここではまず教授プランのレベルで性教育がどのように規定されているかを見る。そのうえで、対応する教科で性の多様がどのように扱われているかを検討する。

#### 1) 教授プラン・生活科

教授プラン (Ministerium für Schule und Bildung 2021) によれば、生活科は「問題を社会科学・自然科学・地理・歴史・技術の視点から解明することによって基礎教育に中心的な貢献をする」(ibid.: 178)教科であるとともに、学校が普通教育を保護者から委託されているという点で、「平和で差別のない共同生活に責任を負う、成熟した社会的に責任のある人格」(ibid.: 179)の発達を支えるものだとされている。さらに、生活科は、次のような教科にまたがる横断的課題にも貢献するものとされている。すなわち、①人権教育、②価値教育、③政治教育と民主主義教育、④メディア教育とデジタル世界のための教育、⑤消費者教育と持続可能な発展のための教育、⑥ジェンダーに敏感な教育、⑦文化・異文化教育である (ibid.: 179-180)。

次に生活科は、①民主主義と社会、②身体と健康、③自然と環境、④空間と移動、⑤テクノロジー、デジタルテクノロジーと労働、⑥時間と変化の6領域からなり、性の多様性や性教育に関係するのは主に、②の「身体と健康」のなかの「身体と発達」の領域である。この「身体と発達」で達成が期待されるコ



ンピテンスは、2年生の終了時と4年生の終了時とで、それぞれ次のように規定されている（表2, ibid.: 188).

表2 「身体と発達」で達成されるコンピテンス

学校入学段階（1・2年生）終了時に期待されるコンピテンス 生徒は次のことができる	4学年の終了時に期待されるコンピテンス 生徒は次のことができる
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他者の身体的境界を尊重し、自分自身のための境界を守ることを要求する</li> <li>• 人間の身体部位とその機能（とりわけ、頭、上体、手足、性徴）を記述する</li> <li>• 自分の感官の働きと役目を調べる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人体の構造と基本機能（とりわけ血液循環、消化）を説明する</li> <li>• ジェンダーの多様性を背景にして思春期の心身の変化を記述する</li> <li>• 生殖から出産までの人間の生命の発達を記述する</li> <li>• 避妊と性感染症予防の手段を挙げる</li> <li>• 子どもに対する性暴力の防止の可能性と取り組む</li> </ul>

また、①の「民主主義と社会」のなかの「多様性の中で生きる」の項目で求められるコンピテンスの一つとして、「ジェンダーと文化に関わる偏見とステレオタイプ並びにまた障害者に対する偏見とステレオタイプと取り組む」（ibid.: 186）ことができることが挙げられている。

このように、生活科では性の多様性教育に関わるものとしては、「ジェンダーの多様性を背景にして思春期の心身の変化」を扱うことと「ジェンダーと文化に関わる偏見とステレオタイプ」への取り組み、ということになる。

## 2) 生物

中等教育段階の教授プランを見る際には、学校種別に応じて微妙に教授プランの内容が異なるので、ここでは大学進学コースのギムナジウムについて生徒数の多い総合学校を取り上げ、その「中核教授プラン」（Ministerium für Schule und Weiterbildung des Landes Nordrhein-Westfalen 2013）を見ることにする。

生物の内容領域（対象）は次の8つの領域で、それが5・6年段階と7～10学年段階とに分けられている。すなわち、(1) 生息空間における動植物、(2) 年間サイクルにおける動植物、(3) 感覚と知覚、(4) 人体の構造と機能、(5) 生態系とその変化、(6) 進化的発展、(7) 遺伝子と遺伝、(8) 生命の諸段階、(9) 情報と調節である。そして、それぞれの内容領域に関して、「コンピテンス領域」として①「専門知識との関わり」、②「認識の獲得」、③「コミュニケーション」、④「評価」という4つの観点から、生徒が「…ができるようになること」が提示されている。①で求められるのは「課題と問題の解決のために専門に関わる概念を選び利用する能力」、②では「自然科学の問題提起を認識し、この問題提起を実験その他の方法を用いて、仮説に導かれて探究し、結果を普遍化する能力と方法上の技能」が求められる。③では、「生産的な専門的な意見交換にとって必要な能力」、例えば、「データや情報源と、事実と即してかつ批判的に関わる能力」、また④では「熟慮して判断する能力」が求められている。

特に性教育に関わるのは、(4) と (9) の内容領域で、前者は5・6年段階で扱われ、後者は7～10学年

段階で扱われることになっている。

(4) の「人体の構造と機能」では「内容領域 性教育」はNRWの性教育のガイドラインに従い、次のような内容になっている（表3, *ibid.*: 65）。

表3 「人体の構造と機能」における「内容領域 性教育」

内容上の重点	考えられるコンテキストの提案
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生殖器の構造と機能</li> <li>• 思春期における変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 身体の諸変化</li> </ul>
基礎概念 構造と機能 生殖器 基礎概念 発達 思春期	

そして、「専門知識との関わり」として、生徒には次のようなことができることが目指されている。

- ・ 男性生殖器と女性生殖器の構造と機能を描くことができる。
- ・ 女子と男子の生殖器の衛生の意味を専門的に適切に記述できる。
- ・ 思春期の間の一次性徴と二次性徴の発達をホルモンの変化に基づいて説明できる。

(9) の「情報と調節」においては、「内容領域 性教育」は同じくNRWの性教育のガイドラインに従い、次のような内容になっている（表4）。

表4 「情報と調節」における「内容領域 性教育」

内容上の重点	考えられるコンテキストの提案
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家族計画と避妊</li> <li>• 妊娠</li> <li>• 乳児から幼児への発達</li> <li>• 人間とパートナーシップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• パートナーシップと信頼性</li> <li>• 妊娠と責任</li> <li>• 避妊具の使用</li> </ul>
基礎概念 構造と機能 ホルモン 基礎概念 発達 月経周期, 妊娠	

そして、①の「専門知識との関わり」で、生徒は次のようなことができることが目指されている。

- ・ 避妊のさまざまな方法を適切に説明できる。
  - ・ 性感染症ならびにB型肝炎とAIDSの感染の機会を挙げ、パートナーシップにおける責任をとることができる。
  - ・ 調節の概念として性ホルモンと月経周期を卵子の成熟を例にして説明することができる。
  - ・ パートナーシップの共同生活のさまざまな形態を事実に基づいて示すことができる。
- また「コミュニケーション」では、生徒は次のことができることが目指されている。
- ・ 妊娠中の胎児の発育に関する情報を選んだ情報源から文章でまとめることができる。

- さらに「評価」に関しては、生徒に次のことを熟慮して判断することができるよう求められている。
- ・避妊と感染予防の観点のもとに、さまざまな避妊方法の評価基準を、根拠を持って判定することができる。
  - ・個人的な価値観を普遍的な、また文化的な影響を受けた社会的な価値志向と比較することができる。
  - ・多様な生活形態の可視化とあらゆる差別の徹底した廃止とに対する立場を根拠を持って明らかにすることができる。
  - ・乳児が子どもへと発達するに際しての親の責任を評価する。
  - ・ニコチンとアルコールによる胎児への危険に対して、情報に基づいて立場を表明する。
  - ・性的自己決定に対する自他の権利を事実即して示し、伝える。

このように、生物の教授プランでは、性の多様性に関わる教育は、主として(9)の「情報と調節」で扱われ、その内容としては「パートナーシップの共同生活のさまざまな形態」、「多様な生活形態の可視化とあらゆる差別の徹底した廃止」、「性的自己決定に対する自他の権利」が中心に扱われていると言える。

#### (4) 教科書での性の多様性の取り扱い—生物科の教科書を中心に

では教授プランに基づいたNRW用の教科書では、性の多様性はどのように記述されているであろうか。まず生活科の教科書では、詳細な分析が必要ではあるが、ざっと見た限りでは性の多様性は、「家族の多様性」や「好意と愛」に関わって写真のなかで同性愛カップルが示されている程度である（例えば Pustebume. Das Arbeitsbuch Sachunterricht - Allgemeine Ausgabe 2021, Arbeitsbuch 3 und 4, Westermann: 156）。これに対して生物の教科書では性の多様性は取り上げられている。そこで、ここではとくにNRW用生物の教科書の性教育に関わる章で性の多様性がどう取り扱われているかを検討することにする。ここで取り上げるのは、以下の生物の教科書である（表5）。

表5 検討した教科書と該当箇所

No.	教科書名	出版社	学年	対象学校種	発行年	性の多様性に関連する章と節
①	Natur und Technik Biologie 5/6	Cornelsen	5/6年	ギムナジウム以外の 中等教育学校	2022	「発達する-おとなになる」-「愛と性は多様である」 (342-343)
②	Natur und Technik Biologie 7-10	Cornelsen	7-10年	同上	2022	「愛、パートナーシップとセクシュアリティ」-「多様性と 寛容」(214-215), 「性的指向」(216-217), 「性-もはやはっきり しない」(218-219)
③	PRISMA Biologie 1 Differenzierende Ausgabe	Klett	5/6年	中等学校、総合学校	2021	「新しい時期が始まる」—該当なし
④	PRISMA Biologie 2 Differenzierende Ausgabe	Klett	7-10年	同上	2022	「セクシュアリティと発達」-「セクシュアリティの様々な 形態」(271), 「教材1：性的指向とジェンダーアイデンティ ティ」(272), 「教材2：生得的な性と感じられる性とは異なる ことがある」(272), 「教材3：さまざまであることはノー マル」(273), 「家族モデル」(291)
⑤	Fachwerk Biologie 5/6	Cornelsen	5/6年	総合学校、実科学 校、中等教育学校	2023	「思春期」-「愛とセクシュアリティは多様である」(304- 5), 「おまけ：愛って何？」(306)

- 1) 教科書①では、「愛と性は多様である」という節で、「思春期は自分探しの時期である」という文章

で始まり、恋することに関わって、多様な性的指向として、主なものとしてヘテロセクシュアル、ホモセクシュアル、バイセクシュアルの3つが説明され、そうした「性的指向はまた、人生の経過のなかで変わることもある」との文が添えられている。そして教材A「恋することと不安」で、具体的にヘテロの男子、レズビアン女子、バイセクシュアルの男子の恋とその不安の状況を取り上げ、それぞれがどういう性的指向か、3つの状況の共通性と差異は何かなどを課題として求めている。また教材B「差別からの保護」では、レインボーフラッグの写真を載せて、ホモセクシュアルやバイセクシュアルに対する蔑視や差別が、ドイツ基本法で禁じられているのに〔この点は先に見たように、基本法は改正されていないので不正確かと思われる－筆者〕、いまだあることを取り上げている。そして課題として、人間に対する差別のほかの例を挙げさせたり、社会の差別と闘う理由と方法について討論することを求めている。

2) 教科書②では、「多様性と寛容」の節は「ドイツでは様々な人々が出会う。この多様性は異なるライフスタイルと価値観を知るチャンスを提供する」という文章で始まり、「個人の自由」「婚前セックス」「服装のスタイル」を取り上げて、「人々は多様なライフスタイルと価値観をもっている」ことが示され、「異なる価値観を持った人が互いに恋に落ちると、どんな困難が起こりうるかを書きなさい」という課題が出されている。続いて二つの教材（「価値観は大いに異なることがある」「共通の価値」）が載せられている。前者の教材では「個人の自由」「若者の間のパートナーシップ」「家族内の平等」「男女間の友情」「婚前セックス」「自由な服装スタイル」について個人の見解を書かせたり、それらの点についてどのような意見を友人や家族から聞いているかを書かせたりなどしている。後者の教材では、ドイツを含めてすべてのEU加盟国はEU条約に掲げられている共通の基本的価値を共有していることが、EU条約第2条の抜粋で示され、EU条約に掲げられた「人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配、マイノリティに属する人の権利を含む人権の尊重」という価値が示されている。そのうえで、これらの基本的価値が社会における共同生活にとってどんな意味をもつかを考えさせたり、パートナーシップとセクシュアリティに関する自分の価値観をこれらの基本的価値と比較するよう求めている。

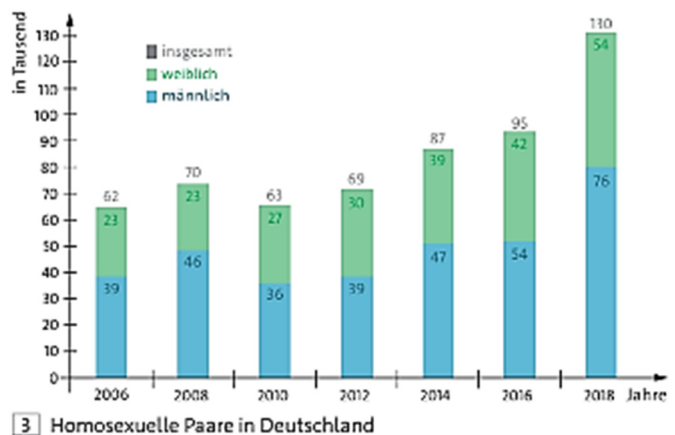
次の「性的指向」の節は「多様性」「すべての人のための結婚」「私は何を感じる?」「大切なこと」からなり、教材として教材A「カミングアウトする」、教材B「ホモセクシュアルのカップル」を載せているし、子どもをもった二人のゲイカップルとレズビアンカップルの写真も載せている。興味深いのは、冒頭でいきなり「愛、パートナーシップとセクシュアリティについて話すとき、たいていの人は女性と男性のことを考えるけど、それは本当なの?」と生徒に問いを投げかけていることだ。「多様性」では性的指向の多様な形としてヘテロセクシュアル、ホモセクシュアル（ゲイ、レズビアン）、バイセクシュアルが示され、「多くの人にとって性別はまったく問題とならない」と書かれている。「すべての人のための結婚」では、ドイツで長い間認められていなかったホモセクシュアルのカップルが2017年以降認められていること、養子もそのための前提条件を満たせば認められていること、これは、ヘテロセクシュアルのカップルと完全な平等ではないとしても、重要な一歩だと書かれている。「私は何を感じる?」では、自分の性的指向を探すことは感情のカオスを引き起こすことがあるし、メディアではヘテロが「ノーマル」なものとして描かれることが多いけど、多くの人が同性との性的経験もしていること、また誰もが複数の性的指向があることを受け容れようとするわけではないから、これによって不安にさせられるし、自分の性的指向を生き抜くにはしばしば勇気がいること、が記されている。「大切なこと」ではすべてのパートナーシップにとって決定的なことは、その関係が関与した人のためになることであり、性的指向の諸形態が自分の性的指向に合わないとしても、人はそれを受け容れなければならないと述べられている。

教材A「カミングアウトする」では、専門家の推定では成人人口の最大10%がホモセクシュアルないし



はバイセクシュアルなのに、彼らの多くがこれをオープンにして生きているわけではないのは、彼らはそうすることで私的環境や職場環境で敵視されるのを恐れているからであると説明され、次のような課題が提示されている。①「カミングアウトする」という表現を説明しなさい、②あなたの友人のうちで2人の男子あるいは2人の女子が互いに恋に落ちたと想像してみてください。彼らの身になって、彼らがカミングアウトすることにどのような懸念を抱くのかを推測してみよう、③多くの有名人、例えばサッカー選手が公にカミングアウトしないのか、あるいはキャリアを終えてからようやくするのか、その理由を挙げなさい。④ヘテロセクシュアルな人はカミングアウトする必要がない。このことはわれわれの社会に関して何を示していると思うか。

教材B「ホモセクシュアルのカップル」では、ドイツにおけるホモセクシュアルカップルの数の変化を表わしたグラフ（右図）を示して、次のことを求めている。①このグラフはどんなデータを示したもののか、②ドイツにおけるホモセクシュアルのカップルに関するグラフの分析、③2006年から2018年の変化の原因の推測、④データはアンケート調査によって収集されたものであるが、この結果の信頼性の判断。



「性一もはやはっきりしない」では、「なぜ性は時にははっきりしないのか？」と問い、ジェンダーアイデンティティが必ずしも一義的ではないことを考えさせている。具体的にはトランスセクシュアルとインターセクシュアルが取り上げられ解説されている。前者は、「身体的特徴により決定される生物学的性が自分のジェンダーアイデンティティと一致しない人びと」であり、幾人もの人がホルモン療法と手術で自分の身体を感じられる性に適合させていると説明されている。後者は男性的な身体的特徴と女性的なそれの両方を持ち、生物学的性は一義的ではない人と説明され、こう記されている。インターセクシュアルの子どもは出産後に手術されることがしばしばあるけれど、「この処置は、子どもが同意することができないし、後になってしばしばその結果でひどく苦しむことがあるので、強く批判されている」と。そのうえで、両者が日常語で混同されるが差異は大きいと注意を促している。「トランスセクシュアルの人は自分の性を、生物学的に刻印された性とは別のものと感じている」が「インターセクシュアルの人では生物学的性が一義的ではない」と。

ここでは教材A「性別適合」と教材B「第三の性」が提示されている。前者では性別適合について右図「感じられた性へ適合させる可能な選択肢」をもとに説明され、①生物学的性とジェンダーアイデンティティとの違い、②感じられた性に適合させるためにある可能な選択肢、③トランスセクシュアルの人にとっての性別適合の利点を、説明するように求められている。



また後者の「第三の性」では、これまでは

出生届に記入できるのは女性か男性，もしくは性別がまったくない場合だけだったが，2018年からは第3の性として「多様divers」が加わったことが説明されたうえで，①出生登録の性別記載が変わったこと，②3つのジェンダーシンボルの違い（右図），③多様なジェンダーシンボルが，ある人のジェンダーについて示していること，④2018年まで出生届に「性別なし」としか記載できなかった人について書いたり説明したりすることが，求められ，⑤第三の性の導入に賛成する重要な論拠となる，「女性でも男性でもない人にも性別がある」という論拠を自分の言葉で説明することが求められている。



3) 教科書③では，性の多様性に関連する記述箇所は見当たらない。同じ教科書会社の④の7～10学年用の生物では，まず「セクシュアリティの様々な形態」の節でヘテロセクシュアリティ，ホモセクシュアリティ，バイセクシュアリティが扱われている。その際次のようなある男子の話が紹介されている。「多くの男子は仲間内で女の子のことを話題にするが，ヨナスにはこの話にのらない仲間がいる。彼はヨナスに，ぼくは女の子にあまり興味がないと打ち明けた。でも彼は同学年の他のクラスのトビのことを思うと，動悸がして不安を感じる。彼は自分のような男子はノーマルではないということだからかいや偏見を受けることを知っているからだ」。この話に続いて，こう書かれている。「ホモセクシュアリティは性的指向の一形態である。ホモセクシュアルが抱えている日頃の多くの困難さは，仲間が十分寛容ではなく誤った偏見のゆえに彼らを差別しているせいである」。そして最後はこう締めくくられている。「ヘテロセクシュアリティ，ホモセクシュアル及びバイセクシュアリティは性的指向の形態である。セクシュアリティはパートナー間の親密さと結びつきを促がし，パートナーシップを確たるものにする」と。そして課題として，①3つの写真を示して，性的指向の様々な形態を自分の言葉で書くこと，②若いカップルは寝たがり，パートナーは彼らの感情，願いやおそれを語りあうが，この会話を再現すること，③幾人かの人は，ホモセクシュアルは自分の好みを公共では隠すべきだと要求しているが，クラスでこれについて議論すること，が課せられている。

「教材1：性的指向とアイデンティティ」でも，「パートナーシップのさまざまな形態」としてヘテロセクシュアル，ゲイ，レズビアンの写真が示されている。「教材2：生得的な性と感じられる性とは異なることがある」（右図）ではトランスジェンダーとインターセクシュアルが扱われている。まず前者については次のように書かれている。生物学的な性は遺伝的染色体の性，生殖器の性，ホルモンの性によって規定される。「しかし時には感じられる性が大きな役割を果たす。トランスジェンダーの人では，生物学的性は一義的に規定されうるが，しかし自分が別の性に属し誤った身体のうちにいるかのように感じている。自分を男子としても女子としても感じない人，あるいは男子として感じる人および女子として感じる人はトランスジェンダーと呼ばれる」。後者のインターセクシュアルについてはこう書かれている。「誕生時に両性の性徴を示す人がある。定義上確定され

Material 2

Angeborenes und gefühltes Geschlecht können sich unterscheiden

Das biologische Geschlecht wird bestimmt durch das genetisch-chromosomale Geschlecht (XY-Chromosom und XX-Chromosomen), durch das genitale Geschlecht (Penis/Hoden und Scheide/Eierstöcke) sowie das hormonale Geschlecht (hoher Testosteronspiegel und hoher Östrogenspiegel).

Manchmal spielt das gefühlte Geschlecht aber eine größere Rolle. Bei transgeschlechtlichen Menschen ist das biologische Geschlecht eindeutig bestimmbar, sie fühlen sich aber dem anderen Geschlecht zugehörig und wie „im falschen Körper“. Personen, die sich weder als Junge noch als Mädchen oder sich als Junge und als Mädchen fühlen, bezeichnen sich als Transgender.

Es gibt Menschen, die bei der Geburt Merkmale beider Geschlechter zeigen. Eine eindeutige Zuordnung zu den per Definition festgelegten biologischen Geschlechtern ist nicht möglich. Sie werden als intergeschlechtlich bezeichnet.

た生物学的性への一義的な帰属は可能ではない、そのような人はインターセクシュアルと呼ばれる」。

「教材3：さまざまであることはノーマル」では、夫が自分のトランスジェンダーを妻に告白して性別適合手術を受けクラウディオからクラウディアへと性別を変更するという苦悩の体験をした妻の話が写真付きで載せられている。その話の最後にこう書かれている。「今日、数年たっても、私たちは相変わらず別れていない。私たちの関係はもちろん〔他とは一引用者〕違うけど、私はその人をただ愛しているのであって、性を愛しているわけではない」。

そして最後に、それぞれの教材について課題が出されている。教材1の課題は「教材1をみて、a) 写真に描かれている性的指向の二つの形態を挙げなさい。もう一つの形態は描かれていません。これも挙げなさい。b) 写真のカップルがあなたの学校いるとしたら、どんな反応が予想されるかを二人で議論しなさい」というものである。教材2の課題は次のようなものである。「教材2を読み、a) 囲みのテキストで挙げられている女性あるいは男性としての生物学的性の特徴をまとめなさい。b) 幾人かのトランスジェンダーの人が望む性別適合の際に、ホルモンが投与される。続いて手術が行われる。これによって何が引き起こされ／何が変化するのかを述べなさい。c) 性別適合は心理学的な専門家の鑑定の後でのみ可能である。これがなぜ意味があるのかそしてこれによって問題も起こらないのかどうかを、グループで議論しなさい」。教材3の課題は「教材3を読み、a) 『誰もその性、(……) もしくはその性的アイデンティティのゆえに、不利益をこうむったりあるいは優遇されてはならない』。この文章を議論しなさい。b) クラウディアは友達と家族によって支えられた。あるトランスジェンダーが受け容れられるときそれはどんな結果をもつかを推測しなさい」というものである。

「家族モデル」では冒頭で「あなたは『家族』という概念で何を考える？家族は極めて多様だから、普遍的に妥当する定義は困難である」と書かれて、多様な家族形態が示されている。すなわち、単親家族、核家族、大家族、レインボー家族、パッチワーク家族、里親家族そして選択家族である。レインボー家族とは、同性の両親、つまり二人の母親あるいは二人の父親がいる家族のことであり、パッチワーク家族とは、両親の離婚や一方の親が死んだりしたのちに、親が新しいパートナーとつくる家族のことであり、里親家族も一種のパッチワーク家族で、肉親が面倒できない子どもの面倒を見るものである。またケア付きグループホーム、シェアハウスあるいは友人のような親密な介護者が同様に家族の機能を引き受けることがあるが、これが出自の家族と区別された選択家族である。そして「家族の意義」がこう書かれている。「家族には権利と義務がある。責任を引き受け互いに支え合う。家族は保護と安心感を与える。家族は互いに世話を焼き、好意と愛を与え、子育てに心配りする」。でもこれらの務めがどの家族でも満たされるわけではないので、この場合には、国家がさまざまな支援を提供しようとする。ここで出されている課題は、①家族をテーマとしたマインド・マップをつくること、②自分の周りの6人に「あなたにとって家族とは何？」という質問をして、その答えを比べること、③「全ての人は家族を必要とする」というこの命題に〔賛成か反対かの一引用者〕態度を明らかにすること、である。

4) ⑤の教科書は最新のもので(7-10年生向けの教科書は24年に出版予定)、「愛とセクシュアリティは多様である」の節のなかで性的指向が扱われている。特徴的なのは、これまでの教科書とは異なり、「アセクシュアル」が扱われていて、次のように説明されている。「どの性にも魅力を感じない人はアセクシュアルである。asexualの接頭辞aはnotを意味する。しかし、何人かのアセクシュアルの人は恋愛や関係を持っている」。またインターセックスも次のように丁寧に書かれている。「子どもの性別は、外的な性徴に基づいて出生証明書に記載される。たいていは男性か女性と記載される。また、性徴に基づいて男性か女性かにはっきりと分類されない人もいる。そのような人々はインターセックスと呼ばれる。その場合、身分証



明書には、不確定または曖昧を意味する性別中立の記載事項diversがある」。そして男性と女性には社会的な期待があるが、「しかし人はもっと多様である。つまり身体、表現の仕方、性的欲求はすべての人で異なる」し、「人々がどのように生き、どのように愛したいかを自分で決めること」が重要だと書かれている。「特別編：愛って何？」では異性愛や同性愛のほか、犬や祖母や歌が好きなことも挙げられ、多様な愛があることが示されている。

以上の生物の教科書の検討からわかるのは、第一に7-10年生用になるとすべての教科書で性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性が、しかも一貫して肯定的に描かれていることである。

第二に、インターセックスについても7-10年生の教科書ではかなり詳しく問題点も含めて紹介されている。特に最新の⑤ではすでに5/6年生教科書でインターセックスについても紹介されているし、アセクシュアルも性的指向の4つのタイプの一つとして紹介されている。

第三に、性の多様性をめぐって起こる差別と偏見についても取り上げ、それとどう闘うかも生徒に考えさせているのも大きな特徴の一つであろう。

それでも、教授プランによって求められている水準と比較すると、教科書、とくに生活科や5・6年生用生物教科書では性の多様性に関連する内容は十分ではないと言える。

## 5. NRWにおけるLGBTIQ+のステークホルダーの取り組み

すでに見たように、NRWではそのアクションプランにおいて当事者団体が学校教育と社会教育において性の多様性教育に積極的に参加したり連携することを自明なこととしていた。今NRW政府から財政支援を受けている関連団体は150以上ある（ANDERS & GLEICH：https://www.aug.nrw/より）。ここでは主要な団体やプロジェクトとしてSCHLAUとSchule der Vielfaltを取り上げ、どのような取り組みがなされているかを概観し、次にその両団体が共同作成した「LGBTIQ+のテーマに関する学校のためのチェックリストと行動の勧め」（Schule der Vielfalt und SCHLAU NRW 2016）を紹介していく。

### (1) SCHLAU NRW

その名称は、後述する「多様性のある学校（Schule der Vielfalt）」のHPの「プロジェクト」の「沿革」（https://schule-der-vielfalt.de/das-projekt/geschichte/）に、2008年の「多様性のある学校」の創設に関わった2団体の一つとして当時の「lesbisch-schwule Schulaufklärung（SchLAU）NRW」が挙げられていることから察すると、「学校啓発Schulaufklärung」の最初の6文字をとったことに由来しているようである。SCHLAU NRW（2018）やそのホームページ（https://www.schlau.nrw/）によれば、SCHLAUは2000年にNRWにある地域グループのゲイ・レスビアンネットワークとして創設され、今では州内に17の地域グループをもち、250人以上のボランティアのチームメンバーが活動している。またNRWのほか、ラインラント・ファルツ州（2010年）、ニーダーザクセン州（2011年）、ヘッセン州（2011年）、シュレースビヒ・ホルシュタイン州（2012年）にもSCHLAUがつくられている。

その主な活動は、学校、スポーツ団体、青少年センターなどで行う性と恋愛の多様性に関する教育や反差別のワークショップの開催である。そこで重視されているのは、青少年とSCHLAUのLGBTIQ+の人々やアセクシュアル（性に関心がない）、アロマンティック（恋愛に関心がない）のチームメンバーとの出会いと対話である。そのワークショップでの目標は、①対話を可能にし、社会的多様性を可視化すること、②社会的・性的多様性の尊重と受容を促進すること、③青少年とヤングアダルトが自分の性的指向とジェ



ンダーアイデンティティに自覚的に関わるよう励ますこと、④若いLGBTIQ+の人の生活状況に対して感受性をもつこと、⑤偏見と固定観念を認識し反省すること、⑥LGBTIQ+敵対性に積極的に反対する活動のためのコンピテンスを伝えること、⑦差別を可視化しそのメカニズムを方法として経験しうるようにすること、⑧肉体的・精神的暴力を予防すること、である。

ワークショップのツールになっているのが「SCHLAUボックス」と呼ばれるものである。このツールでは4つの理論的視点が重視されている (SCHLAU NRW 2022)。

第一は、「ヘテロ規範に批判的な視点」である。ヘテロセクシュアリティ (異性愛) ともつばらシスジェンダーの男性と女性から構成される二元的なジェンダーシステムは社会的にしばしばその背景を問うことなく、規範として体験され記述される。つまり、ヘテロセクシュアルであること、シスジェンダーであること、二元的であることは、ジェンダーアイデンティティと性的指向の自然で正しい形態だと考えられている。この考え方に基づけば、他の性的指向やジェンダーアイデンティティ、例えば同性間での愛やインター・トランスセクシュアリティの形態での愛は、逸脱した、異なる、正常ではないものとみられる。まさしくこのよく知られた伝統的な権力で効果の大きい、ジェンダーと性的指向観を問うのが、ヘテロ規範に批判的な視点である。したがってワークショップでは、参加者に自分の自明性と正常性への期待の背景を問うことを促す。

第二の視点は、「反差別教育学の視点」である。反差別教育学が、権力・不平等関係と取り組み社会的多様性の受容促進への刺激を準備する教育的アプローチとされているように、ここでは差別を個人的な問題としてとらえずに、それを生み出す社会的な構造と権力関係が重視されている。

第三の視点は「インターセクショナル리티の視点」である。この概念で描かれるのは、異なる形態の差別 (多重差別) の絡み合い、重なり、共同作用である。例えば、多くのLGBTIQ+の人々は貧困、障害、人種主義に基づく社会的不利益によっても差別を被っている。

最後の視点が「人権教育」の視点である。人権教育とは、人権が理解され、擁護され尊重される社会を持続的目標とする異なる教育的アプローチを結合したものである。この人権教育は「人権教育および研修に関する国連宣言」(2011年12月19日)の第2条に基づき、①人権に関する教育 (人権に関する知識の提供)、②人権を通じた教育 (すべての参加者の権利を尊重しながら、さまざまな形態の学習を可能にする)、③人権教育 (人々が自分の権利を行使し、他者の権利を尊重する力をつけること) からなる。

## (2) 「反差別ネットワーク・多様性のある学校 (Schule der Vielfalt)」

「反差別ネットワーク・多様性のある学校」はHPの「沿革」によれば (<https://schule-der-vielfalt.de/das-projekt/geschichte/>)、2008年に当時の「レズビアン・ゲイのの学校啓発NRW (lesbisch-schwule Schulaufklärung (SchLAU) NRW)」と「NRWのレズビアン・ゲイのための反暴力活動の州調整機関 (die Landeskoordination der Anti-Gewalt-Arbeit für Lesben und Schwule in NRW)」とが共同して市民団体「ホモフォビアのない学校—多様性のある学校 (Schule ohne Homophobie – Schule der Vielfalt)」を立ち上げたことに由来する。その大きなきっかけになったのは、同性愛者への差別と暴力の経験であった。その後2012年10月30日にNRW政府の「平等と性の多様性のためのNRW・アクションプラン—ホモ・トランスフォビアに抗して」が出される経過のなかで、10月26日に「多様性のある学校」と当時のNRW学校・継続教育省との間に協力協定が結ばれる。これにより市民運動として出発した「多様性のある学校」はNRWの州プロジェクトになった。そして2015年5月17日に連邦クィア教育協会 (Bundesverband Queere Bildung e.V.) の会員総会でワーキンググループ「連邦ネットワーク・多様性のある学校 (Bundesnetzwerk

Schule der Vielfalt)」が設立されることで、これまでNRW限定の運動だった「多様性のある学校」は連邦規模のプログラムとなり、現在では連邦16州すべてに「多様性のある学校」の連絡窓口がつくられている。

NRWでは、反差別プログラム「多様性のある学校」は、rubicon e.V. 内のレズビアン・ゲイ・トランスジェンダーのための反暴力活動、SCHLAU NRW, Rosa Strippe e.V. ならびにNRW学校・教育省からなる州調整機関の協力プロジェクトであり、24団体によって支援されている。この「多様性のある学校」のプログラムは、教育分野では、主に教員とスクール・ソーシャルワーカーに対する定期的な専門教育・研修とプロジェクト校による学校プロジェクトの実施の2つからなっている。現在では40校以上がこのプログラムに参加している。

『「多様性のある学校」プロジェクト校のクオリティ・スタンダード』(Schule der Vielfalt und SCHLAU NRW 2016:9)によれば、プロジェクト校は次のことをする義務を負っている。

- ①プロジェクト校になる学校は、学校会議<sup>6)</sup>[他州では全体会議(Gesamtkonferenz) - 筆者]の決定に従って自己義務宣言に署名する。
- ②「多様性のある学校」として自己義務を引き受けた学校は、「Come in - Wir sind offen」の表札を公共の目につくところに取り付ける。
- ③プロジェクト校は、最低州調整機関の連絡担当者となる者(教員/スクールソーシャルワーカー)1名を指名する。
- ④プロジェクト校の代表者は、ネットワークミーティングに参加する。
- ⑤学校の同僚の一部は、性の多様性に対する受容と反差別に関するテーマの専門教育及び研修(ワークショップ)に参加する。
- ⑥プロジェクト校は、[NRWにおける - 筆者]性教育ガイドラインに従い、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性を教科にまたがって授業で取り上げる。
- ⑦プロジェクト校では、生徒向けに、定期的にLGBTの啓発ワークショップを実施する[上記のSCHLAUのワークショップもこのワークショップに協力している - 筆者]
- ⑧上記の専門教育、研修並びにワークショップは、SCHLAU - 啓発プロジェクトのクオリティ・スタンダードに添うものでなければならない。
- ⑨プロジェクト校は年度ごとにその活動について報告する。

### (3) Schule der Vielfalt と SCHLAU 共同作成の「LGBTIQ+ のテーマに関する学校のためのチェックリストと奨励される行動」

Schule der VielfaltとSCHLAUが共同で作成した「どのようにあなたの学校で性の多様性の受容をサポートすることができるか—LGBTIQ+のテーマに関する学校のためのチェックリストと推奨される行動」(Schule der Vielfalt und SCHLAU NRW 2016, 以下「チェックリスト」と略)は、教員が教室のなかで多様性に余地を与えることを支援し、LGBTIQ+と性の多様性との関わり合いを促進するために作成されたものである。チェックリストは、「A 学校文化と学校生活」、「B 学校のプログラムと学校の理想像」、「C 学びと教えの場としての学校」、「D 生徒への助言・相談と寄り添い」、「E 学校職員の福祉」、「F 学外の専門家と協力」という6つのテーマで構成され、それぞれのテーマは、最初に学校の現状を確認するチェックリストと、どういう行動が必要なのかという「行動の勧め」の2つから構成されている。

「A 学校文化と学校生活」では主に学校の環境と文化をLGBTIQ+の観点から見直すことが推奨されており、「B 学校のプログラムと学校の理想像」では、学校がLGBTIQ+の人々のインクルージョンを基本

原則として立てているか、また教科のカリキュラムや授業でLGBTIQ+を考慮した取り組みをしているかどうか提起されている。「C 学びと教える場としての学校」では、NRWの学校法や性教育ガイドラインに則って授業を実践していること、LGBTIQ+を可視化できるような教科書、ワークブックなどを使うこと、図書館にはLGBTIQ+をテーマとした小説・解説書・雑誌があること、また生徒がLGBTIQ+をテーマとした発表を行う際には、正義と不公正、自己決定、人権、平等、世界宗教の位置づけ、ジェンダーの多様性、マジョリティとマイノリティ、有名な人物、LGBTIQ+の解放の闘い、地域のクリストファー・ストリートデイがテーマとして考えられることなどが示されている。

「D 生徒への助言・相談と寄り添い」では、相談担当の教員や生徒指導の教員、ソーシャルワーカーがLGBTIQ+に関する基礎知識を持っていること、相談室や事務室にはLGBTIQ+に関する資料が置かれていること、相談室では秘密が保持されていること、そして以上のことを踏まえて、教員がLGBTIQ+の生徒や親にどのように対応するのがよいか示されている。「E 学校職員の福祉」では、同僚間にLGBTIQ+の教員を受容する雰囲気があること、LGBTIQ+の同僚を尊重し同僚間の差別に反対すること、学校内外の文書でも他の性的指向やジェンダーアイデンティティも顧慮していることが挙げられている。「F 学外の専門家と協力」では学校が性の多様性に関する相談所や、生徒と一緒に性の多様性に取り組んでいるSCHLAUなどの教育プロジェクトと協力することが求められている<sup>7)</sup>。

## おわりに

最後に、ドイツ連邦およびNRWにおける性の多様性の教育を、日本の性の多様性教育の現状（池谷2022）と対比させつつ、その特徴をまとめておく。

第一に、ドイツ連邦では、EUの外圧を背景にしながらもメルケル長期政権の下でLGBTIQ+の権利を着実に法制化してきたし、LGBTIQ+に関するアクションプランも最近だが、出している。これに比して、日本では同性婚を認めていないし、トランスジェンダーについても「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（2003年）に典型的に見られるように、トランスジェンダーは「障害」とされ今日に至るも「病理化」扱いされている。「性同一性障害（gender identity disorder）」という用語そのものはすでにトランスジェンダーを病理化するものとして国際的には使用されていないのに、である<sup>8)</sup>。また2023年6月23日に当事者の多くの反対の声を無視して成立した「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」でも、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資すること」（第1条）を目的としているように、LGBTIQ+の権利を保障するものではなく、ただ彼らを受け容れる精神の涵養、理解の増進という啓発的なものに終始している。

第二に、NRWでは学校法や性教育ガイドラインで性教育を教科にまたがる領域として教育義務として課しているのみならず、取り上げるべきテーマ内容として「性的指向とジェンダーアイデンティティ」を明記している。また教授プランでも「生活科」で4学年の終了時に期待されるコンピテンスの一つとして、「ジェンダーの多様性を背景にして思春期の心身の変化を記述する」ことが求められているし、中等段階Iの「生物」では家族に関して「パートナーシップの共同生活のさまざまな形態があること」を学び、「多様な生活形態の可視化とあらゆる差別の徹底した廃止とに対する立場」を明らかにすることが求められている。また教授プランに対応した生物の教科書も、少なくとも7年生以上のものは、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性や家族の多様性がノーマルなものとして肯定的に取り扱っている。

これに対して日本の新学習指導要領（2017）では、性の「個人差」があることは明記されたが、「性の



多様性」は指導内容として取り上げられなかった。その表向きの理由は、新学習指導要領案に対して出された「性的マイノリティについて規定し、保健体育科などの『異性への関心』を削除すべき」というパブリック・コメントに対する文科省の回答に示されている。すなわち、体育科・保健体育科で、2015年の「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（通知）で言及されている「いわゆる『性的マイノリティ』について指導内容として扱うことは、個々の児童生徒の発達の段階に応じた指導、保護者や国民の理解、教員の適切な指導の確保などを考慮すると難しい」（文部科学省 2017）と。要するに、文科省はいろいろの外的理由を持ち出してはいるが、結局は性的マイノリティを取り上げることは拒否し、「異性への関心」をそのまま載せることにしたのである。それでも、教科書会社の努力で、中学校の2021年度保健体育教科書には、LGBTや性の多様性という文言が、解説・資料や扉という目立たないところに載せられるようになっている（池谷 2022：86）。一例を挙げれば、2021年度中学校保健体育教科書で最も大きなシェアを占めた東京書籍の『新しい保健体育』（2021年）では、第2章「心身の機能の発達と心の健康」の「章末資料」のなかで、次のようにトランスジェンダーと異性愛、同性愛が不正確ながらも書かれている。「『男性』『女性』という生物学的な性と、『自分は男性である』『自分は女性である』という自分の意識（心の性）が一致しない人がいます。また、自分の心の性と違う性の人に関心をもつ人もいれば、同じ性の人に関心をもつ人もいます。このように、性についての私たちの心は、とても多様です」（44）。

第三の特徴は、NRWでは学校・教育省とLGBTIQ+の当事者団体が協力して、学校教育や社会教育において、青少年が当事者と出会うことを重視しながら、子ども・青少年に性の多様性を尊重し、自分の性的指向とジェンダーアイデンティティに自覚的に向き合い、LGBTIQ+フォビアや差別に積極的に反対する啓発活動を行っていることである。またSchule der Vielfalt とSCHLAUの「LGBTIQ+のテーマに関する学校のためのチェックリストと奨励される行動」は日本の学校にあるLGBTIQ+に対するバイアスを洗い出しそれを自覚するのに大いに役立つだろう。

これに対して、日本では性の多様性のテーマに関しては（あるいはまた性教育に関しても）、医師や助産師などの医療の専門家が外部講師として学校に招かれ、年に1回程度の講演会が体育館などで開催されることが多く、当事者と連携しているところは稀有である。

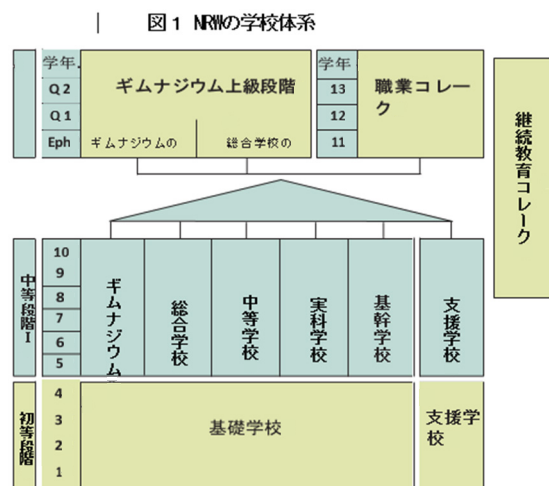
\*文献からの引用は原則的に、（池谷 2000：19）というように、著者名、刊行年、ページ数の順に（ ）内に記す。引用文中の傍点はすべて筆者によるものである。

## 註

- 1) 日本の学習指導要領にあたるものだが、教える際の核となる事項を書いてあるだけでそれ以外は基本的に教員が自由に教えることができる。日本のように禁止事項（いわゆる歯止規定）を含めてこと細かに指示されていない。
- 2) なおこの法律の策定経緯と内容については齋藤（2006）を参照。また池谷（2009）、Schotel（2020）も参照。
- 3) LGBTIQ+の人と何らかの形で交流することを全く問題ないと思う回答者の割合。ここでは10段階評価で「7以上」の快適さを示した場合、「全く問題ない」と判断している（OECD 2023: 60, Notes 17, 参照）。
- 4) なお性の多様性教育に関する政府および各州の進展状況については、連邦反差別局のHPで見ることができる。[https://www.antidiskriminierungsstelle.de/DE/ueber-diskriminierung/lebensbereiche/bildungsbereiche/schule/sex\\_u\\_geschl\\_vielfalt\\_in\\_bildungsplaenen/sex\\_u\\_geschl\\_Vielf\\_in\\_BildPlaenen\\_Inhalt\\_neu\\_2020.html](https://www.antidiskriminierungsstelle.de/DE/ueber-diskriminierung/lebensbereiche/bildungsbereiche/schule/sex_u_geschl_vielfalt_in_bildungsplaenen/sex_u_geschl_Vielf_in_BildPlaenen_Inhalt_neu_2020.html)。（2022年2月15日アクセス）
- 5) 2022年4月現在のNRWの学校制度は右図のようになっている（Ministerium für Schule und Bildung



2022a). 義務教育段階で見ると、入学年齢は日本と同じ6歳だから、初等段階は基礎学校と支援学校で6歳～9歳、中等段階Iになると、ギムナジウム、総合学校、中等学校、実科学校、基幹学校へと分岐する。Ministerium für Schule und Bildung (2022b) によれば大学進学コースのギムナジウム (Gymnasium) が学校数、生徒数ともに最も多く、2021/22年度では623校、生徒数49万9080人、次いで多いのが総合学校 (Gesamtschule) で358校、34万3461人となっている。



- 6) ドイツでは、学校ごとに学校会議 (Schulkonferenz) を設置することが州の学校法に定められており、この意思決定機関のメンバーとして校長や教員、親、地域住民や弁護士などの専門家等に加えて、中等教育段階では生徒代表も参加する。NRWでは、校長、教員、親、生徒がその構成メンバーである (Schulgesetz § 66).
- 7) なおチェックリストの部分のみ「資料」として末尾に訳出した (Schule der Vielfalt und SCHLAU NRW 2016: 10-11, 14-15, 18-21, 24-25)。その際、伊藤 (2021) の訳を参考にさせていただいたが、訳は必要に応じて大幅に変えてある。
- 8) WHOは2022年発効の「国際疾病分類」改定版 (ICD-11) において性同一性障害を「精神障害」の分類から除外し、かわりに「性別不合 (gender incongruence)」が「性の健康に関連する状態」というカテゴリーのもとにリスト化されている。また、アメリカ精神医学会のDSM-5では「性別違和 (gender dysphoria)」が用いられている (シヨーン・ヘイ 2022: 114-5, 高井ゆと里 2023: 126)

資料：Schule der Vielfalt / SCHLAU NRW編「どのようにあなたの学校で性の多様性の受容をサポートすることができるか—LGBTIQ+のテーマに関する学校のためのチェックリストと推奨される行動」(2016)

## A 学校文化と学校生活

- LGBTIQ+はもしかすると特有な課題に直面しており、日常の課題がそれにさらに加わっているということを、少なくとも同僚の一部とは話をしたことがある。
- 生徒にある個性的な服装スタイル、髪型、ボディーランゲージ等を、それらが通例の性別役割に合っていないとしても、かれらの人格の表現として受容するというコンセンサスが同僚との間にある。
- 私たちの学校では、性の多様性 (sexuelle und geschlechtliche Vielfalt) を私たちの社会の自明な一部として描いたもの (ポスターやチラシなど) を並べている。
- 私たちはこれらのものを取り除けたり、破られたり、汚されたり、改変されたりしないように守っている。
- 生徒の側にLGBTIQ+生徒の差別に積極的に対抗するクラブ活動やスポーツ協会の積極的関与がある。
- 学校行事にはもちろん、LGBTIQ+生徒のパートナー、親、教員も参加している。

## A 推奨される行動

- ・LGBTIQ+の学校における生活状況について情報を得る。しばしば、彼らは（微妙な）差別と排除に直面する。情報があれば、そこから生じる特別なニーズに対し敏感になることができる。
- ・LGBTIQ+のテーマでは、人のアイデンティティが問題となる。アイデンティティは外から帰せられるものではなく、もっぱら自己決定的に発見され、伝えられるものである。それゆえある人がレスビアン、ゲイ、トランスセクシュアルなのか、ヘテロなのかはその人自身だけが言うことができる。その人の発言を真剣に受け止め、自己決定した相手をサポートする。
- ・LGBTIQ+の差別に積極的に立ち向かう。当事者とクラス全体との会話を積極的に模索する。学校におけるLGBTIQ+に対するいじめや排外的な表現並びに暴力を、きっかけがなくともテーマとする。
- ・そこには、「ホモ野郎 (schwule Sau)」、「レズ (Lesbe)」、「トランス (Transe)」といった否定的に用いられる概念とハラスメントがなされれば介入することも入る。これらを介して、LGBTIQ+に対する否定的な連想が表明されることがある。それゆえ、そこに侮辱があるか否かは重要な問題ではない。「彼女／彼はレスビアン／ゲイではない」と言うのはなだめる言葉としては不適切である。
- ・学校と学校コミュニティは、どのように差別行動に取り組み、どのような結果責任を学校と学校コミュニティがもつのかということについて、明確なルールをもつ。
- ・学校祭や行動、プロジェクト週間、コンテストやクラブ活動などの際に、セクシュアリティやジェンダーの多様性というテーマを可視的なテーマにする。
- ・具体的なきっかけがなくてもLGBTIQ+の人生設計に言及し、相手が強制的にヘテロセクシャルとして生きることを意識しよう。たいていの人は逆のことを表明しないかぎり、ヘテロセクシャルだとみなされる。
- ・ジェンダーの多様性に余地を与える。女性像、男性像に関するステレオタイプは常に人々の一部にしか当てはまらず、多様な性別役割・性別理解を排除してしまう。
- ・学校行事の招待状を送るときには、挨拶の言葉ですべての生徒、親、パートナー及び同僚が配慮されるように注意する。
- ・当然ながら、LGBTIQ+は単一の集団ではない。かれらも多様な価値観、宗教帰属、侵害、身体、レイシズムの経験、政治的見解、趣味、服装スタイルなどを持っている。
- ・できるだけ、教員 (Lehrkraft)、参加者 (Teilnehmende)、学生 (Studierende) といったジェンダー中立的な表現を使う。相談での会話の際には、例えば男子生徒に彼女について聞くのではなく、好きな人はいるのかどうか訊くことができる。そのようにすれば、はじめからありうる性的指向はオープンなままである。
- ・(例えば、教員室で) ある人の外見は性的指向の一義的な表明ではないことをテーマにしよう！(例えば、教員室で) ある人の外見はジェンダーアイデンティティの一義的な表明ではないことをテーマにしよう。どちらのケースでも決定的なのは、その人の自己帰属感である。
- ・LGBTIQ+を尊重するポスターを学校でよく見えるところに貼る。この表明は学校内の雰囲気にポジティブな影響をもたらし、重要なサインとなりうる。
- ・もちろん、青少年向けのお知らせのなかに地域のLGBTIQ+グループのチラシを並べておこう。
- ・ポスターとチラシを破損から守ったり、場合によっては新しいものに取り替えよう。2, 3回新しいものに取り替えたら、たいていそれらは放っておかれるだろう。

## B 学校のプログラムと学校の理想像

私たちの学校の原則(例えば、ホームページ上の学校プログラム、学校の理想像、学校プロフィール)は、LGBTIQ+の人々のインクルージョンをはっきりと掲げ、差別的な振る舞いや表現(コメントや侮辱)は受容できないことを明らかにしている。

この原則は、以下のなかで定期的にテーマとされる。

学校管理職との対話のなかで

学校会議のなかで

公務の協議(「教員会議」)のなかで

スポーツ協会、生徒、クラス代表の集会のなかで

チームの集まり、教員の学科会議のなかで

学校保健に関する会議のなかで

学級保健に関する会議のなかで

年度のはじめの学級担任をつうじて

私たちの学校プログラムは、多様性の教育をLGBTIQ+の生活様式をも考慮に入れてサポートするための目標と実行戦略を有している。

## B 推奨される行動

- ・ 原則として差別のない環境を授業の基礎にすえよう。
- ・ LGBTIQ+のテーマを他のすべてのテーマから切り離して扱わないようにしましょう。このテーマを民主主義、人間関係、愛、いじめ、人権などのテーマに埋め込むようにしましょう。
- ・ 大部分の同僚が差別や人種差別を扱う研修を受け、それによって行動に確信をもてるようにしましょう。
- ・ さまざまな家族・共同生活の形態(パッチワーク家族やひとり親の家族、(異性愛の)核家族、2つの親の家で育った子ども、レインボーファミリー、シングル世帯者、シェアハウス、グループホーム、大家族など)を描いている教材や本、ワークシートを使用しよう。
- ・ 学校の敷地内の差別的な落書きや殴り書きは、できるだけ人の目に触れさせないように、すぐに消し去る。
- ・ 定期的に特定の固定観念を打ち破るような教材、本、ワークシート(家事をする男性、スケートボードをする女子、一つのジェンダーに対し一義的に割り当てられない人、移民の背景を持つ女医、さまざまな服装のスタイルなど)を使用しよう。
- ・ 授業のなかで教科横断的に、社会の多様性とLGBTIQ+をNRW州の性教育ガイドラインに則りテーマにしよう。さまざまな教科むけの授業例は、[www.schule-der-vielfalt.de](http://www.schule-der-vielfalt.de)で見つけることができる。
- ・ 教員としてオープンな雰囲気を作り出し、LGBTIQ+、他のファーストネームを希望すること、服装のスタイルはふつうであるということを伝えよう。
- ・ 教科のカリキュラムのうちに、性の多様性のテーマを、義務として伝えるべき社会的な多様性の一つの局面として根付かせよう。
- ・ 理想像においても、ダイバーシティ、反差別、尊重に満ちた価値を重んじる付き合いというテーマを根付かせて、ホームページで可視化するようにしよう。その際例えばSCHLAUや「レイシズムのない学校」などといった学校外の催しと協力しよう。
- ・ 「多様性のある学校」の参加校になり、ホモフォビアとトランスフォビアに対し積極的かつ可視的に

取り組もう。

- ・「多様性のある学校」の参加校であれば、ホームページにロゴを載せたり、ネットワークに参加している学校のクォリティ・スタンダードからの抜粋を公表しよう。
- ・SCHLAUは青少年のためのハンドブック『その真ん中に (Mittendrin)』を販売しており、そのなかでは青少年に適したことは、コミック、物語のなかでLGBTIQ+のテーマを取り上げている。この冊子は管理費と引き換えに、mittendrin@schlau-nrw.deで注文できる。

### C 学びと教える場としての学校

- 私はNRW州の性教育に関するガイドラインを知っており、自分の授業で実施している。
- 授業で人間の共同生活が話される場合、LGBTIQ+の生活様式も同価値のものとして述べる。
- 私の学校は、ヘテロセクシュアルの人と並んでLGBTIQ+の人々と生活様式を描き、可視化している教科書とワーク教材を使っている。
- 私の学校はもちろん、セクシュアリティやジェンダーの多様性といったテーマを、ダイバーシティや反差別、民主主義あるいは人権に取り組むプロジェクト週間のうちに統合している。
- 学校図書館があれば、生徒たちはLGBTIQ+の生活様式と登場人物を描いた小説、解説書、雑誌を借りることができる。

### C 推奨される行動

- ・なぜ社会的な多様性が、すべての人の民主的な共同のためのテーマであるのかを繰り返し説明しよう。
- ・多様性と反差別に関するクラブ活動の範囲で、積極的に活動している親からサポートを得ることができる。
- ・親の会の招待の際には呼称選びを、会の実施の際には多様な家族モデルを一緒に考えよう。
- ・親の会もまた、社会的な多様性（そして、クラスの中のそれ）について話をするのに活用することができる。その際、LGBTIQ+は多くのテーマの一つである。
- ・学校図書館に目をやり、LGBTIQ+をテーマした小説、解説書、雑誌を購入することを提案しよう。
- ・生徒にLGBTIQのテーマに関する発表を行う機会を提供し、それについて全体でディスカッションする機会を模索しよう。以下が可能なテーマとなり得る。正義と不公正、自己決定、人権、平等、世界宗教の位置づけ、ジェンダーの多様性、マジョリティとマイノリティ、有名な人物、LGBTIQ+の解放の闘い、地域のCSD（クリストファーストリートデイ）についてなど。
- ・学校でのLGBTIQ+受容のための生徒の積極的な関与を可能にしよう。クラブ活動を設立したり、スポーツ協会または生徒新聞にこのテーマを持ち込もう。
- ・差別に反対し、多様性に賛成して積極的に関与しようとする生徒は、事によるとあなたのサポートと指導を必要としている。
- ・LGBTIQ+のテーマを自明なこととしてテーマにすることは、さまざまな反発とアクターを登場させることになる。幾人かの親と保護者は助言とサポートを求めよう。他の親と保護者は、LGBTIQ+のテーマが自分自身にとって新しいがゆえに、場合によっては自分の子どもの幸せを心配するだろう。それについて苛立たないようにしよう。差別のメカニズムは、しばしば長く、深く根付いている。社会の多様性に敏感になり、学校法ならびに、場合によっては、学校の理想像とそれに応じた教科のカリキュラムを参照しよう。



#### D 生徒に対する助言や寄り添い

- 私たちの学校の相談担当教員と生徒指導の教員、ないしはスクールソーシャルワーカーは、LGBTIQ+のテーマに関する基礎的知識を有している知っている。
- 相談担当教員と生徒指導の教員、ないしはスクールソーシャルワーカーは、LGBTIQ+のテーマを抱えた人のための外部の相談所とのコンタクトを仲介することができる。
- これらの人々の相談室や事務所には、セクシュアリティやジェンダーの多様性を問題化するのではなく、価値あるものとして描いているポスターその他の資料を持ち帰ることのできる資料がある。
- 学校の相談室は秘密とプライベート空間を保持している。
- 私たちの学校にある相談についてのお知らせ（ポスター、チラシ、指定されたテーマのプロフィール）では、生徒はLGBTIQ+のテーマについて内密に相談することができることが周知されている。
- 私たちの学校の方針のなかには、とりわけ反いじめについての方針もあり、それを私たちの学校の新しい教員と新たにスタートする学級に年度始めに知らされている。

#### D 推奨される行動

- ・あなたに対し誰かがカミングアウトしたら、ポジティブに反応し、尊重する姿勢を示そう。耳を傾けてサポートを申し出よう。いずれの場合でも、秘密を守り、その人が他の人にカミングアウトしたくないのであれば、その決断を尊重しよう。それには個人的に重要な理由がある。
- ・もし生徒があなたを信用して話したのであれば、生徒の許可なくこの情報を親に伝えない。どの人に、いつカミングアウトする適切な時が来たかを自分で決める権利がある。
- ・小さなサインでも生徒にとって重要な合図になりうる。「あなたは問題ないよ!」、「レズビアンであっても問題ないよ!」、「別のファーストネームや人称代名詞で呼ばれたいというあなたの望みは問題ないよ!」、「レインボーファミリーで問題ないよ!」などのサインを送ろう。
- ・相談所と特定の青少年援助サービスを示そう。
- ・「多様性のある学校」の反差別プロジェクトに参加しているいくつかの学校は、トイレの個室の中にお知らせが貼られており、そこには相談のサービスと、例えば性的虐待に対する施設、反レイシズムプロジェクト、LGBTIQ+の相談所といった様々な相談所にコンタクトする機会が示されている。
- ・スクールソーシャルワーカーや相談担当教員の部屋のドアに貼っているLGBTIQ+のポスターは、オープンさのサインになる。質問があったり、サポートを必要としている生徒は、そこが適切な場所であることがわかる。
- ・あなたの学校で差別といじめにどのように取り組んでいるかのコンセプトを更新したり、つくろう。必要ならば、LGBTIQ+のテーマとニーズについてのコンセプトも補おう。
- ・自分の子どもがLGBTIQ+であるという理由で、親が助言やサポートを求めてきたら、親に子どもの自己決定を指摘し、カミングアウトにどのようにサポートしながら寄り添うことができるか、提案しよう。相談所のチラシを一緒に手渡そう。

#### E 学校職員の健康

- 私の同僚の間では、私と私たちは、教員の間にある個性的な服装スタイル、髪型、ボディランゲージ等が一般的なジェンダー・ステレオタイプに合っていないとしても、これを受け入れる。
- 会話のなかで、LGBTIQ+の教員や例えばスクールソーシャルワーカーの同僚が、全く当然のこのこと

ように、異性愛者の同僚がするのと同じく、「職業と並ぶ」かれらの生活について報告している。

- 学校内外の手紙、議事録、その他公的な文書のなかで、まったく当然のこのように他の性的指向やジェンダーアイデンティティも含まれている（例えばジェンダーギャップの活用を通じて）。

## E 推奨される行動

- ・ 同僚がカミングアウトしたいというなら、同僚の決定を尊重し、同時に同僚をサポートしよう。それとまったく同じように誰かがオープンにはしたくないというなら、その人の決定も尊重しよう。
- ・ 同僚間での差別に対して積極的に尽力しよう。同僚がひそひそ話をされたりいじめられたりしたら、介入しよう。
- ・ あなたはきっかけがなくても、LGBTIQ+はあなたにとってまったく自明で平等なこととして、学校における社会的な多様性に属するというサイン送ろう。

## F 学外の専門家と協力

- 私の学校は、教員、生徒、その他の教育職員並びに親に性の多様性について専門的な援助をできるように、定期的に相談所と協力している。
- 私の学校はこれらのプロジェクトと相談所についてのお知らせをよく見えるように置いている。性の多様性、性別役割、そして／あるいは家族の形態に関する情報・教育の催しに、以下の人々が定期的に参加している。
  - ・ 学校管理職
  - ・ 教員
  - ・ 教育専門職
  - ・ 親
  - ・ スポーツ協会の生徒
- 私の学校は性の多様性のテーマに生徒と一緒に取り組むSCHLAUのような教育プロジェクトと定期的に協力している。

## F 推奨される行動

- ・ このテーマの際に、自分自身にも生徒にも同僚にも、親にも起こりうる苛立ちに備えておこう。こうした苛立ちのおかげで学習過程が生まれるし、新しいパースペクティブが開かれる。
- ・ 差別のメカニズムは互いによく似ている。あなたがレイシズムやダイバーシティ、ジェンダーといったテーマの研修に行けば、これをLGBTIQ+に関する活動においても強化することができる。こうした催しに参加する際には、多次元的なパースペクティブを求めよう。
- ・ SCHLAUをあなたの授業に招こう。個人的な出会いは偏見を振り返る助けになる。こうしたコンタクトをできるようにしよう。補足すれば、「受容と反差別」というテーマ領域で活動している、例えば「民主主義と勇気のネットワーク」といった他の組織を招くこともできる。
- ・ LGBTIQ+のテーマ領域に関する研修は、「ジェンダーとクイア教育」の名称で、SCHLAUと「多様性のある学校」の専門的な講師集団によって提供されている。
- ・ NRW州政府によって援助されている「違うけど同じ」という受容キャンペーンは、『小さな違いの入門書』を刊行している。そこにはLGBTIQ+のテーマ領域に関する多くの概念が収録されている。こ

れをとにかく一度同僚の間に並べたり，あるいは学校で使ってみよう。

## 文献

- 1) Bundeskabinett (2023) Entwurf eines Gesetzes über die Selbstbestimmung in Bezug auf den Geschlechtseintrag und zur Änderung weiterer Vorschriften. <https://www.bmfsfj.de/resource/blob/229616/b4f835d1a1da28f1ef51552846f1e20a/gesetzentwurf-kabinett-data.pdf> (2023年3月14日 閲覧)
- 2) Bundesregierung (2022) "Queer Leben "Aktionsplan der Bundesregierung für Akzeptanz und Schutz sexueller und geschlechtlicher Vielfalt. <https://www.bmfsfj.de/resource/blob/205126/d0c60a1f27451686aaef487a4250ac2a/aktionsplan-queer-leben-data.pdf> (2023年3月14日 閲覧)
- 3) BVerfG, Beschluss v. 11.01.2011 – 1 BvR 3295/07. [https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2011/01/rs20110111\\_1bvr329507.html](https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2011/01/rs20110111_1bvr329507.html) (2023年3月14日 閲覧)
- 4) Lesben- und Schwulenverband, WELCHE BUNDESLÄNDER HABEN AKTIONSPÄNE GEGEN LSBTI-FEINDLICHKEIT? Ein Überblick über die Anstrengungen von Landesregierungen für Gleichstellung und Akzeptanz von Lesben, Schwulen, bisexuellen, trans- und intergeschlechtlichen Menschen. <https://www.lsvd.de/de/ct/424-Welche-Bundeslaender-haben-Aktionsplaene-gegen-LSBTI-Feindlichkeit> (2022年3月14日 閲覧)
- 5) KOALITIONSVERTRAG ZWISCHEN SPD, BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN UND FDP (2021) MEHR FORTSCHRITT WAGEN BÜNDNIS FÜR FREIHEIT, GERECHTIGKEIT UND NACHHALTIGKEIT. [https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag/Koalitionsvertrag\\_2021-2025.pdf](https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag/Koalitionsvertrag_2021-2025.pdf) (2023年3月14日 閲覧)
- 6) Ministerium für Gesundheit, Emanzipation, Pflege und Alter des Landes Nordrhein-Westfalen (2012) NRW- Aktionsplan für Gleichstellung und Akzeptanz sexueller und geschlechtlicher Vielfalt – gegen Homo- und Transphobie. [https://www.lsvd.de/media/doc/424/nrw\\_2012\\_aktionsplan\\_gleichstellung\\_akzeptanz\\_sexueller\\_geschlechtlicher\\_vielfalt.pdf](https://www.lsvd.de/media/doc/424/nrw_2012_aktionsplan_gleichstellung_akzeptanz_sexueller_geschlechtlicher_vielfalt.pdf) (2023年3月14日 閲覧)
- 7) Ministerium für Kinder, Familie, Flüchtlinge und Integration des Landes Nordrhein-Westfalen (2020) Impulse 2020 – für queeres Leben in NRW. [https://www.mkjfgfi.nrw/sites/default/files/documents/mkffi\\_brosch\\_impulse2020\\_es\\_final\\_pdfua.pdf](https://www.mkjfgfi.nrw/sites/default/files/documents/mkffi_brosch_impulse2020_es_final_pdfua.pdf) (2023年3月14日 閲覧)
- 8) Ministerium für Schule und Weiterbildung des Landes Nordrhein-Westfalen (2013) Kernlehrplan für die Gesamtschule – Sekundarstufe I in Nordrhein-Westfalen. Naturwissenschaften Biologie, Chemie, Physik. [https://www.schulentwicklung.nrw.de/lehrplaene/lehrplan/130/KLP\\_GE\\_NW.pdf](https://www.schulentwicklung.nrw.de/lehrplaene/lehrplan/130/KLP_GE_NW.pdf). (2023年3月14日 閲覧)
- 9) Ministerium für Schule, Wissenschaft und Forschung des Landes Nordrhein-Westfalen (1999) Richtlinien für die Sexualerziehung in Nordrhein-Westfalen. <https://www.schulentwicklung.nrw.de/q/upload/Gender/Richtlinien-fuer-die-Sexualerziehung-in-NRW.pdf> (2023年3月14日 閲覧)
- 10) Ministerium für Schule und Bildung des Landes Nordrhein-Westfalen (2021) Lehrpläne für die Primarstufe in Nordrhein-Westfalen Deutsch Englisch Kunst Mathematik Musik Praktische Philosophie Evangelische Religionslehre Katholische Religionslehre Sachunterricht Sport. [https://www.schulentwicklung.nrw.de/lehrplaene/upload/klp\\_PS/ps\\_lp\\_sammelband\\_2021\\_08\\_02.pdf](https://www.schulentwicklung.nrw.de/lehrplaene/upload/klp_PS/ps_lp_sammelband_2021_08_02.pdf). (2023

年3月14日閲覧)

- 11) Ministerium für Schule und Bildung des Landes Nordrhein-Westfalen (2022a) Das Schulsystem in Nordrhein-Westfalen Einfach und schnell erklärt. DE%20-%20Das%20Schulsystem%20in%20Nordrhein-Westfalen%20(3).pdf (2023年9月29日閲覧)
- 12) Ministerium für Schule und Bildung (2022b) Das Schulwesen in Nordrhein-Westfalen aus quantitativer Sicht 2021/22. [https://www.schulministerium.nrw/system/files/media/document/file/quantita\\_2021.pdf](https://www.schulministerium.nrw/system/files/media/document/file/quantita_2021.pdf). (2023年3月14日閲覧)
- 13) Ministerium für Schule und Bildung (2022c) Pädagogische Orientierung für eine geschlechtersensible Bildung an Schule in Nordrhein-Westfalen. [https://www.schulentwicklung.nrw.de/q/upload/Gender/Padagogische\\_Orientierung.pdf](https://www.schulentwicklung.nrw.de/q/upload/Gender/Padagogische_Orientierung.pdf). (2023年3月14日閲覧)
- 14) OECD (2023) The Road to LGBTI+ Inclusion in Germany: Progress at the Federal and Länder Levels, OECD Publishing, Paris. <https://doi.org/10.1787/977b463a-en>. (2023年3月5日閲覧)
- 15) Pustelblume. Das Arbeitsbuch Sachunterricht - Allgemeine Ausgabe (2021) Arbeitsbuch 3 und 4, Westermann.
- 16) SCHLAU NRW (2018) SCHLAU macht Vielfalt. Bildungs- und Antidiskriminierungsarbeit zu geschlechtlicher und sexueller Vielfalt. [https://www.schlau.nrw/wp-content/uploads/2019/03/SCHLAU-Broschüre\\_2018\\_web.pdf](https://www.schlau.nrw/wp-content/uploads/2019/03/SCHLAU-Broschüre_2018_web.pdf) (2023年3月14日閲覧)
- 17) SCHLAU NRW (2022) THEORETISCHE PERSPEKTIVEN IN DER SCHLAUEN KISTE. <https://www.schlau.nrw/wp-content/uploads/2022/06/Theoretische-Perspektiven-SCHLAUe-Kiste.pdf> (2023年2月15日閲覧)
- 18) Schotel, Anne Louise (2022) A Rainbow Bundestag? An intersectional Analysis of LGBTI Representation in Angela Merkel's Germany, *German Politics*, 31; 1, 101-118.
- 19) Schule der Vielfalt und SCHLAU NRW (Hrg.) (2016) Wie Sie die Akzeptanz von sexueller und geschlechtlicher Vielfalt an Ihrer Schule unterstützen können. Checkliste und Handlungsempfehlungen für Schulen zum Thema LSBTIQ\*. [www.schlau.nrw/wp-content/uploads/2022/02/Checkliste\\_Lehrer\\_innen-2021-Druck.pdf](http://www.schlau.nrw/wp-content/uploads/2022/02/Checkliste_Lehrer_innen-2021-Druck.pdf). (2023年2月15日閲覧) なお2021年には第2版が出されているが、内容は同じである。
- 20) 池谷壽夫 (2009) 『ドイツにおける男子援助活動の研究 その歴史・理論と課題』 大月書店。
- 21) 池谷壽夫 (2018) 「ドイツ」, 橋本紀子・池谷壽夫・田代美江子編著 『教科書にみる世界の性教育』 かもがわ出版, 67-81.
- 22) 池谷壽夫 (2022) 「日本型『多様性』概念と『多様性』教育の問題点」, 『了徳寺大学紀要』 第17号, 66-86.
- 23) 石嶋舞 「ドイツの性別登録における第3の選択肢と『インターセックス』」, 『ジェンダー法研究』 第7号, 2020年12月.
- 24) 伊藤亜希子 (2021) 「ドイツにおける性の多様性を受容する学校づくりの試み：LGBTIQ+をテーマとした学校のチェックリストに着目して」, 『国際教育評論』 (東京学芸大学), 17号, 31-39.
- 25) 藤戸敬貴 「ドイツにおける法的性別変更：トランスセクシュアル法の現状」, 『外国の立法』 第285号, 55-66, 2020年9月.
- 26) 文部科学省 (2017) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領



案, 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領案に対する意見公募手続き (パブリックコメント) の結果について」(2017年3月31日). <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000157166> (2022年3月15日閲覧)

- 27) 齋藤和子 (2006) 「ドイツにおけるEU平等待遇指令の国内法化と一般平等待遇法の制定」, 『外国の立法』, 230号, 91-123.
- 28) 佐野敦子 (2023) 『デジタル化時代のジェンダー平等 メルケルが拓いた未来の社会デザイン』春風社.
- 29) ショーン・ハイ (2022) 『トランスジェンダー問題 議論は正義のために』高井ゆと里訳, 明石書店
- 30) 高井ゆと里 (2023) 『トランスジェンダー入門』集英社新書.
- 31) 渡邊康彦「ドイツにおける同性婚導入」, 『京都産業大学総合学術研究所所報』第13号, 1-30, 2018年7月.  
(日本教育社会学会の投稿規定の書式に従い, 引用・参照文献を記載した.)

本研究は, 日本学術振興会科研費補助金「生徒・教員調査と国際比較にもとづいた『性の多様性』教育の課題と実践に関する研究」(課題番号20H01632, 代表池谷壽夫) の助成を受けた.

2023年11月21日 受理  
了徳寺大学研究紀要第18号